

評価倍率表（ゴルフ場用地等用）

1 市街化区域及びそれに近接する地域にあるゴルフ場用地等の倍率

次表に掲げる倍率は、財産評価基本通達 83（ゴルフ場の用に供されている土地の評価）の(1)の定めにより、「そのゴルフ場用地が宅地であるとした場合の 1 平方メートル当たりの価額」を算出する場合に使用するものです（同 83－2（遊園地等の用に供されている土地の評価）のただし書で準用する場合の遊園地等用地を評価する場合も含みます。）。

次表に掲げるゴルフ場用地等の価額は、次の算式で計算した価額により評価します。

$$\left(\begin{array}{c} \text{そのゴルフ場用地等の} \\ \text{1 平方メートル当たり} \\ \text{の固定資産税評価額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{次表に} \\ \text{掲げる} \\ \text{倍 率} \end{array} \right) \times \text{地積} \times \frac{60}{100} - \left(\begin{array}{c} \text{ゴルフ場用地等を} \\ \text{宅地に造成する場} \\ \text{合の造成費相当額} \end{array} \right) \times \text{地積}$$

- (注) 1 ゴルフ場用地等を宅地に造成する場合の造成費相当額は、市街地農地等の評価に係る宅地造成費を適用します。
- 2 次の①及び②以外のゴルフ場用地(いわゆるミニゴルフ場用地)を評価する場合には、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。
- ① 地積が 10 万平方メートル以上でホール数が 18 以上あり、かつ、ホールの平均距離が 100 メートル以上のもの
- ② ホール数が 9～17 でホールの平均距離が 150 メートル以上のもの
- また、地積が 10 万平方メートルに満たない遊園地等用地を評価する場合についても、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。

音 順	ゴ ル フ 場 用 地 等 の 名 称	固定資産税評価額 に乗ずる倍率
	該当なし	倍

(注) 路線価地域にあるゴルフ場用地等については、路線価により評価します。

令和 7 年分 (福島県)

2 上記 1 以外の地域にあるゴルフ場用地等の倍率

次表に掲げる倍率は、財産評価基本通達 83 の(2)の定めによりゴルフ場用地を評価する場合に使用するものです(同 83-2 のただし書で準用する場合の遊園地等用地を含みます。)

次表に掲げる地域にあるゴルフ場用地等の価額は、次の算式で計算した価額により評価します。

そのゴルフ場用地等の固定資産税評価額 × 次表に掲げる倍率

(注) 次の①及び②以外のゴルフ場用地(いわゆるミニゴルフ場用地)を評価する場合には、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。

- ① 地積が 10 万平方メートル以上でホール数が 18 以上あり、かつ、ホールの平均距離が 100 メートル以上のもの
- ② ホール数が 9 ～17 でホールの平均距離が 150 メートル以上のもの
また、地積が 10 万平方メートルに満たない遊園地等用地を評価する場合についても、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。

音 順	適 用 地 域 等			固定資産税評 価額に乗ずる 倍 率 倍
あ	会津若松市	ゴルフ場用地	会津磐梯カントリークラブ	1.1
い	猪苗代町	ゴルフ場用地	猫魔ホテル猪苗代ゴルフコース	0.9
			ボナリ高原ゴルフクラブ	1.2
	いわき市	ゴルフ場用地	五浦庭園カントリークラブ	0.7
			小名浜オーシャンホテル&ゴルフクラブ	0.9
			小名浜カントリー倶楽部	1.3
			JGMサラブレッドゴルフクラブ	1.6
			塩屋崎カントリークラブ	1.8
			スパリゾートハワイアンズ・ゴルフコース	1.1
			バイロンネルソンカントリークラブ	1.8
			ヘレナ国際カントリー倶楽部	1.5
			湯本スプリングスカントリークラブ	2.1

令和 7 年分
(福島県)

音 順	適 用 地 域 等			固定資産税評 価額に乗ずる 倍 率 倍
お	大玉村	ゴルフ場用地	大玉カントリークラブ	1.0
こ	郡山市	ゴルフ場用地	郡山熱海カントリークラブ	0.7
			郡山ゴルフ倶楽部	0.7
し	白河市	ゴルフ場用地	グリーンアカデミーカントリークラブ 白河 コース	1.1
			白河国際カントリークラブ	1.0
す	須賀川市	ゴルフ場用地	宇津峰カントリークラブ	1.5
			東都郡山カントリー倶楽部	1.5
			ローレルバレイカントリークラブ	1.0
た	伊達市	ゴルフ場用地	パーシモンカントリークラブ	0.7
	棚倉町	ゴルフ場用地	棚倉田舎倶楽部	1.9
て	天栄村	ゴルフ場用地	白河メドウゴルフ倶楽部	1.8
			太平洋クラブ白河リゾート	1.4
に	西郷村	ゴルフ場用地	グランディ那須白河ゴルフクラブ	1.7
			白河高原カントリークラブ	1.6
	二本松市	ゴルフ場用地	安達太良カントリークラブ	1.8
は	磐梯町	ゴルフ場用地	星野リゾートメローウッドゴルフクラブ	0.6
ふ	福島市	ゴルフ場用地	福島ゴルフ倶楽部 民報コース	0.5
み	南相馬市	ゴルフ場用地	鹿島カントリー倶楽部	0.7
も	本宮市	ゴルフ場用地	北郡山カントリークラブ	0.7
や	矢吹町	ゴルフ場用地	矢吹ゴルフ倶楽部	1.3
			矢吹ヒルズゴルフクラブ	0.9